

いのちとくらしをまもる
防災減災

令和4年11月17日
鹿児島県
鹿児島地方気象台

鹿児島県土砂災害警戒情報における暫定基準の廃止について

鹿児島県と鹿児島地方気象台は、令和3年12月9日のトカラ列島近海を震源とする地震により十島村に適用していた土砂災害警戒情報の暫定基準を廃止し、令和4年11月24日から通常基準により運用します。

令和3年12月9日に発生したトカラ列島近海を震源とする地震による地盤の緩みを考慮し、鹿児島県と鹿児島地方気象台が共同で発表する土砂災害警戒情報の発表基準（土壌雨量指数基準）について、震度5強を観測した十島村では通常の8割に引き下げた暫定基準で運用してきました。

土砂災害警戒情報の暫定基準は、地震発生後の降雨の状況と土砂災害の発生状況並びに土砂災害危険箇所の点検結果等を勘案して、適切な見直しを行うこととしています。

今般、これらを検討した結果、下記のとおり土砂災害警戒情報の暫定基準を廃止し、通常基準により運用いたしますのでお知らせします。

なお、鹿児島県が提供する「土砂災害危険度情報」[※]や、気象庁が提供する「土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）」[※]についても、通常基準による判定となり、引き続き避難対象地域の絞り込みに活用いただけます。

記

- 1 暫定基準を廃止する日時：令和4年11月24日13時
- 2 暫定基準を廃止し、通常基準により運用する市町村：十島村（別紙に図示）

※ 鹿児島県の「土砂災害危険度情報」や気象庁の「土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）」は、土砂災害警戒情報や大雨警報（土砂災害）等を補足する情報です。

詳細については、以下を参照してください。

鹿児島県

<http://www3.doboku-bousai.pref.kagoshima.jp/bousai/jsp/index.jsp>

気象庁

<https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:land>

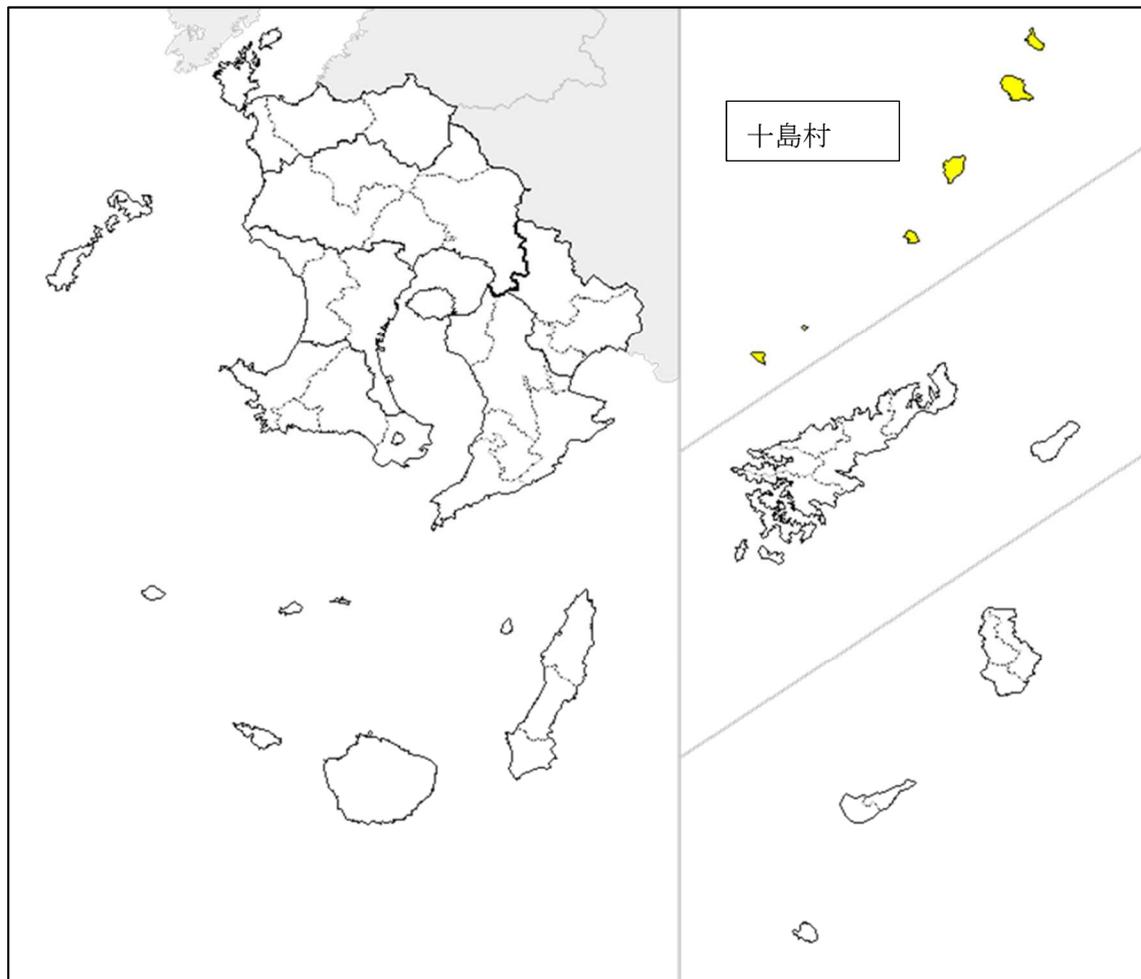
問い合わせ先：鹿児島県土木部砂防課

電話：099-286-3618 FAX：099-286-5627

鹿児島地方気象台 担当：土砂災害気象官

電話：099-250-9919 FAX：099-255-4234

土砂災害警戒情報の暫定基準を廃止する市町村



暫定基準を廃止し、通常基準により運用する市町村